

広島県告示第五百三十二号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第五項の規定によって、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

令和四年七月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		住所	賃借権の設定等を受ける土地	面積(㎡)
氏名又は名称			所在	
久和田 一夫		三原市	三原市高坂町許山字佛通寺山一〇二〇二番一ほか一筆	三、一八三
株式会社ノーサイド		三次市	三次市甲奴町福田字大迫六一番一ほか五筆	八、九四九
株式会社ノーサイド		三次市	三次市甲奴町梶田字有重沖四六一番四ほか一三筆	二一、五三八
河口 慶太郎		三次市	三次市廻神町二七一二番一ほか一筆	五、五五一
中村 輝之		安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字五反田九四三番一ほか三筆	七、八〇一
有限会社援農甲立ファーム		安芸高田市	安芸高田市甲田町上甲立字加屋一四二〇番一ほか二筆	四、三〇二
山本 克則		安芸高田市	安芸高田市高宮町原田字槇細三八五三番二ほか二筆	三、二七八
中村 輝之		安芸高田市	安芸高田市高宮町来女木字五反田九四二番ほか一筆	四、九〇四
横田 弘平		山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字大坪四四三八番三ほか一筆	二、七九一
横田 弘平		山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字開門原四五四一番五	四〇二
石橋 富夫		山県郡北広島町	山県郡北広島町大朝字上原田一七三四番一ほか一筆	四、二五二
上長者 和則		山県郡北広島町	山県郡北広島町新庄字西脇原一九六五番一ほか五筆	三、四一三
合同会社今吉田ファーム向井		山県郡北広島町	山県郡北広島町今吉田字甲屋四〇六番ほか二筆	八、七六五
農事組合法人東山		山県郡北広島町	山県郡北広島町石井谷字小杉原六三三番一ほか一〇四筆	一四一、七八一
上長者 和則		山県郡北広島町	山県郡北広島町新庄字西脇原一九七一番一ほか二筆	七、九七三

枕農事組合法人	山県郡北広島町	山県郡北広島町溝口字出 賀原六〇六番一	六八八
枕農事組合法人	山県郡北広島町	山県郡北広島町溝口字横 畑三三番	八七九
農事組合法人小倉の里	山県郡北広島町	山県郡北広島町新庄字西 脇原一九〇九番一ほか三 筆	六、四〇二
農事組合法人天狗の里	山県郡北広島町	山県郡北広島町田原字押 山一〇番一	一、六八八
農事組合法人天狗の里	山県郡北広島町	山県郡北広島町田原字押 山二五番ほか三二筆	四四、九一三
農事組合法人天狗の里	山県郡北広島町	山県郡北広島町田原字山 根七二三番一ほか一筆	四、〇二一
安達 大輔	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字重永字 鳥落二一七八番ほか一筆	一、三一九
農事組合法人とくいち	世羅郡世羅町	世羅郡世羅町大字徳市字 宮沖一四〇四番	一、七九九

二 認可年月日

令和四年七月六日